

主税税連

高谷新執行部スタート
21世紀の税理士のあるべき姿を求めて

- 125
- 126
- 127
- 128
- 129
- 130
- 131
- 132
- 133
- 134
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139

Oct.15.2003 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

新役員就任あいさつ ——— P.3~P.6

- 高谷新会長あいさつ ——— 3
各部部長あいさつ ——— 4~6
平成15年度特別委員会設置 ——— 6



高谷会長（横濱大会で）

全国青年税理士連盟 第36回 横濱大会 ——— P.7~P.13

- 第36回定時総会報告 ——— 7~8
住基ネットを考えるシンポジウム
中田宏横浜市長 開催地挨拶と講演 ——— 8~9
住基ネット基調講演 久保総務省審議官 ——— 9~10
// 山田杉並区長 ——— 10
パネルディスカッション
住民基本台帳ネットワークを考える ——— 11~13
横濱大会をふりかえって 石井孝雄 — 14~15
懇親会スナップ ——— 16



秋季シンポジウム(名古屋)のご案内 ——— P.13

訂正とお詫び 前号(135号)の3ページ「会長あいさつ」で、広報部の手違いにより「会長2期目を迎えて」の見出しを誤って掲載してしまいました。前会長、現会長および読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、慎んでお詫び申し上げます。

(前広報部長 中村明弘)

会長就任にあたり



青税の意見・主張を外部に発信

会長 高谷 真 (近畿)

全国青年税理士連盟・第36回横浜大会にて、会長職を拝命いたしました近畿青税の高谷真と申します。1年間宜しくお願いいたします。

さて、今年度の重点施策としましては、国税通則法の改正に向けての運動を掲げております。前年度の要望書にあるように、第1条(目的)に国民の権利利益の保護を図る旨を挿入する。第1条の2(基本理念)を新設することとし、①国民の納税は誠実になされたものとして尊重②税務行政はいかなる場合も透明性を確保し、国民の意見に積極的に誠実に対応し、国民のプライバシーの確保に努める③税務職員に周知徹底をはかり、国民へのサービスの向上(パブリック・サーバントとしての自覚)に努めること等を規定する。その他、調査の事前手続規定を明確にする等が揚げられます。これをなんとか改正運動としたいと考えております。

諸外国に納税者権利憲章があることはご承知のことですが、我が国にこのような憲章が無いのはなぜなのでしょう。皆さん、大きな疑問を持たれないでしょうか。課税庁は、現行の国税通則法、税務運営指針で十分、適正な手続きがなされていることを主張し、法改正や憲章制定には否定的であります。国境がなくなる国際社会、今後、予想されるサラリーマンの確定申告を考えれば、尚のこと、国税通則法の改正は最大重要事項であります。青税に入会して思いまするに、毎年、その時々制度部が税務行政手続について研究しておりますが、単年度研修に終わっていることの空しさを感じずにはられません。

また、全青は6年前より、韓国税務士考試会との交流を持っておりますが、比較される項目として、税理士法人の開設が日本より早かった、納税者権利憲章が1997年に設けられた、納税者からの質問に迅速・的確に対応する国税庁コールセンターの開設、課税前適否審査制度(事前救済制度、調査結果の書面通知と20日以内の意見陳述)など

があります。税理士制度創設は日本の方が古いにも関わらず、韓国の方が税理士の地位が高く、納税者の権利保護が図られているということに、日本国民として国に対し憤りを覚えませんか。制度改正にあたり税理士の尽力が足りなかったのだと思います。古い制度だから変えられない、新しい制度だから十分に国民の権利に配慮できた、という理由もどちらも正しいと思われませんが、今期は少しでも改正の流れを作りたいと思います。

平成17年の商法大改正については中小企業に過度の負担にならぬよう考えねばなりませんし、中小企業財務諸表の公開を見据えた中小会社会計基準の適用、遵守も同じであり、本当の意図するところは何か、コンプライアンスだけでないよう思われます。平成16年2月から開始される電子申告、税理士法第3条の資格付与の改正、公益的業務、補佐人制度、時代を見据えた税制など、取り組む事項に際限はありません。

複雑・混迷な時代においては、税理士制度の従来からの統一的であるべき論から取捨選択制の制度拡大による議論も当然、要し、また、その見解も分かれていくであろうと思われます。全青としては、数々の諸事案に対し、個々人の業としてのメリットからくる要、不要論は捨て、健全な在野精神をもって大局的に対応し、これからの税理士制度を議論していきたいと思えます。理想論・正論なくして、税理士界の本流、良心などとは言えません。内部組織的税理士制度で終わることなく、日税連、財務省、国税庁、国会議員に対し、この団体の英知を対外的に意見表明していきたいと思えます。

最後に、会員の皆様方にはご意見、ご協力賜りますことを切にお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

部長就任あいさつ

総務部



部長 金澤好起
(近畿)

この度、全青税の総務部長をさせて頂くことになりました近畿（京都）の金澤好起（かなざわこうき）と申します。高谷さんから「阿久津さん（千葉）、塚本さん（東京）ときたから次は金澤さんね」といわれ、「そうなんかな」と軽く引き受けてしまいました。若輩者ですが、1年間宜しくお願い致します。

さて、今年は麻木さん以来久しぶりに近畿から会長がでることになりました。近畿からの全青税は一つに距離の問題、二つ目に近畿青税の構造の問題から私個人としても非常に遠い存在でありました。事実、少し前までは理事会等の参加者も少なかったように聞いております。しかし私の知る限りここ2年間は非常に多くの会員が近畿より全青税の行事に足を運んでおります。その中でスタートした高谷執行部を是非皆さんのお力で盛り上げて頂きたく宜しくお願い致します。

ところで私自身はまだ青税経験も浅く、制度等の知識もあま

りありませんが、「できることを確実に、そうでないことをできるだけ背伸びしてみよう」をモットーに頑張ってみようと思います。

経理部



部長 山田祐司
(埼玉)

このたび第36回全国青税定時総会におきまして経理部長を担当することになりました埼玉青税の山田祐司と申します。

埼玉で代表幹事を2年間務めさせて頂きましたが、今回全青より埼玉から経理部長をとのお話をいただき、今度は全青に恩返しと思ひまして、快くお受けした次第です。

ここ数年来、全青の理事として、理事会の参加や全青の諸活動を通じまして、いろいろと研鑽と経験と積ませていただいておりますが、今回は、初めての執行部入りということで、経理部長を担当してから改めて責任の大きさを実感しているところであります。

しかしながら、これから1年間、全青の執行部・役員皆さんおよび事務局と十分に連携を

図りながら、全青の円滑な業務の執行および適正な予算の執行に資するために、微力ながら精一杯努めてまいりたいと存じますので、どうぞ皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

研究部



部長 小串嘉次信
(近畿)

この度、研究部長に就任致しました近畿青税の小串と申します。何分若輩ものですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

本年は、我が近畿青税の高谷さんが全青の会長に就任致しましたので、本当にめでたい事だなーと傍観していましたところ、ある日、高谷さんから京都の祇園にお誘いがあり、兵庫県の片田舎からのこのこ出ていったのが、運のつき。気が付いたときには、研究部長の要請をお受けしておりました。よくある青税の、人事作戦にまんまとのってしまいました。

しかし、引きうけた以上は一所懸命その役職に当たるのが、青税の流儀。少しでも、青税に恩返しするつもりで、研究部長

法 対 策 部



部長 新堂 慶子
(近畿)

お礼と2期目就任のご挨拶

この度、全国青税におきまして、2期目の法対策部長を務めさせていただくことになりました大阪支部の新堂慶子です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、1期目の報告とお礼を申し述べさせていただきます。

私が、全国青税の理事会に出席して感じたことは、多くの制度問題について、検討の時間があまりにも少ないということでした。そこで、法対策部長を引き受けるに当たり、委員会及び法対策部会を積極的に開催し意見交換を行っていくことを目標としました。

具体的には5つの委員会を立ち上げました。税理士法検証対策委員会(宮川委員長)では、21項目の見直しを行い、新たな提言「税理士法—さらなる税理士制度への提言」をまとめ、国税庁及び日税連に提言いたしました。

税制対策委員会(富田委員長)では、消費税率アップ反対の意見書をまとめ、国税庁・日税連へ提出するとともに、国会議員への陳情活動を行いました。

また政府税調の「あるべき税

ない事ばかりであります。高谷会長の足を引っ張らないよう努めてまいりますので1年間よろしくお願いたします。

厚 生 部



部長 久保田 博和
(千葉)

この度、厚生部長に就任いたしました千葉青税の久保田博和と申します。

これまで、全青にほとんど出たことがなく、みなさんの顔と名前が一致しない現状ですが、今後は理事会毎回出席をめざし、本年度の千葉での全国大会をアピールしていきたいと思っております。

夢の国ディズニーランドで、我々税理士の未来に夢が持てる大会(担当は懇親会ですが)にしたいと思っております。

また、各地での理事会のときは、理事会後の懇親会で大いに盛り上げられるよう各地域会の担当者の皆様、よろしくご協力お願いたします。



をがんばってみたいと思います。

研究部といえば、秋季シンポジウム。来年は、秋頃近畿で開催予定です。只今、シンポジウムのテーマを大募集中!! どのようなテーマでも思い付いた方は、メールでご一報下さい。

fwks0587@mb.infoweb.ne.jp

メールをくれた方は、一杯おごらせて頂きます!

組 織 部



部長 水谷 光宏
(名古屋)

この度、組織部長を仰せつかりました、名青税の水谷光宏と申します。

各単位会の方々にお聞きしますと、どちらの会もなかなか会員が増えないとか、組織が弱体化してきているということをお聞かしております。私の所属しています名青税においても同様な状況であります。そういった状況下で組織の拡大および充実といったことは難しいことではあります。全青税未加入の青税団体にコンタクトを取り、すこしでも全青税に興味を持っていただけるように努めてまいりたいと思っております。

これまで、名青税の代表および理事として全国青年税理士連盟の活動に2年ほど関わってまいりましたが、まだまだわから

制に向けての答申」を検討し税制改正について検討を重ねてまいりました。

制度対策委員会(吉見委員長)では、近畿青税と連携して税務行政手続だけでなく、国税通則法の逐条の見直しを行い、「国税通則法の改正要望」をまとめました。これはかなり忍耐の要る作業でしたが、多くの全青理事のご協力により、改正要望書まで辿り着くことが出来ました。これにつきましても国税庁・日税連への提出及び国会議員への陳情を行いました。

これら3つの意見書は、今後の検討資料とするべく、別刷資料として、全国の青税会員に送付させて頂きました。

また、商法等対策委員会(川崎委員長)では、日税連に対し「中小会社会計基準に対する意見」を提出しました。公益的業務対策委員会(村田委員長)では「成年後見制度研修会の開催」やパワーポイントによる租税教育の方法などの研修を行うとともに、小笠原諸島を始めとする離島への税務援助を行ってまいりました。

各委員長と全国青税理事、また全国の会員の皆様のご意見・ご協力により、多くの素晴らしい成果を発表できましたこと、心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました!

さて、これらの活動を受けて2期目の活動を行ってまいります。

今年度は、これらの意見書の内容のさらなる検討を行うとともに、各单位青税との意見交換、政治家への働きかけなど、全国青税の意見を積極的に全国に広

めていきたいと考えています。

早急の問題として、公認会計士法改正に伴う税理士法第3条の見直し問題があります。現在、金融庁・国税庁・公認会計士協会・税理士会の4者において、公認会計士試験の税法科目について委員会が開催されています。

しかし、本来資格取得は機会均等であるべきであり、公認会計士の試験科目についての議論もさることながら、やはり税理士会として、税理士法改正に向けて取り組んでいくべきであると思います。

「税理士制度の更なる発展と納税者の権利擁護」という青税の理念に沿って、今年度も活動をしていきたいと考えております。

皆様からの多くのご意見をお待ちしておりますので、どんどんご意見をお寄せいただければ幸いです。(keiko.sindo@nifty.ne.jp) 1年間、どうぞよろしく願いいたします。

広報部



部長 菅原 祥元 (東京)

この度、広報部長を仰せつかりました東京青税の菅原祥元と申します。

全国青税は、定時総会、秋季シンポジウムと毎年二大イベントがあります。しかし、それ以外の活動については、なかなか見えてこないと思います。従いまして、広報誌やホームページで会員の皆様に全国青税がどのような活動をしているのかをお伝えすることは非常に重要なことだと考えます。このことを常に意識して、この1年間取り組む所存です。全国青税は経験も浅く、また、広報という不慣れた役職ではございますが、全青らしい広報に努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

平成15年度 特別委員会設置

| 委員会名 | 担当部 | 氏名 | 単位会 |
|---------------|------|-------|-----|
| 日税連担当委員会 | 総務部 | 徳田 匡泰 | 東京 |
| 三青会担当委員会 | 総務部 | 川崎 賢二 | 岐阜 |
| 全国大会実行委員会 | 総務部 | 増田 勝彦 | 千葉 |
| 秋季シンポジウム実行委員会 | 研究部 | 中西 毅 | 名古屋 |
| ホームページ運営委員会 | 広報部 | 菊地 和仁 | 東京 |
| 商法等対策委員会 | 法対策部 | 森 敏行 | 近畿 |
| 制度対策委員会 | 法対策部 | 西浦 正和 | 埼玉 |
| 税理士法対策委員会 | 法対策部 | 関口 潔 | 東京 |
| 国税通則法改正委員会 | 法対策部 | 高垣 希 | 神奈川 |
| 電子申告対策委員会 | 法対策部 | 片山 泰宏 | 名古屋 |
| 税制対策委員会 | 法対策部 | 石井 孝雄 | 神奈川 |
| 租税法研修委員会 | 法対策部 | 高橋美津子 | 東京 |
| 公益的業務対策委員会 | 法対策部 | 村田 裕人 | 近畿 |
| 会長等推薦委員会 | 総務部 | 富田 光彦 | 東京 |

第36回 定時総会報告

平成15年8月2日
新横浜プリンスホテル



高谷新会長の挨拶と
総会会場



平成15年8月2日、全青税の第36回定時総会（横濱大会）が「新横浜プリンスホテル」にて開催された。総会は午後3時5分より司会の半田茂会員（神奈川県青税）・板倉幸子会員（神奈川県青税）の自己紹介の後、小串嘉次信会員（近畿青税）の開会の辞により開会された。司会者より来賓の方々の紹介・徳田会長の挨拶の後、議長に富田光彦会員（東京青税）・田中明子会

員（近畿）・児玉学会員（名古屋）の三会員が選出され、議事に入った。議事録署名人には下田政廣会員（東京青税）・林徹郎会員（近畿青税）が選出された。

《議案審議》

第1号議案（2002年度事業報告承認の件）については塚本総務部長から、第2号議案（2002年度収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録承認の件）につ

いては稲田めぐみ経理部長から提案説明がなされ、第2号議案に関して菊池純会計監事から会計監査報告がなされた。これらの議案について質議に入り、第2号議案に関して補正予算の必要性について提案があり、稲田経理部長より次年度において検討する旨の回答がなされた。その後議長は採決に入り、第1号議案・第2号議案ともに承認可決された。



3人の議長団と司会の2人

次に第3号議案（規約第9条改正の件）について塚本総務部長から提案説明がなされ、原案通り承認可決された。続いて第4号議案（役員改選の件）が麻木義弘会長等推薦委員長より提案され、高谷真会長候補をはじめとする新役員が満場の拍手で承認された。執行部交代の後、高谷新会長をはじめとする新執行部の紹介があり、その後第5号議案（2003年度事業計画承認の件）が金澤好起新総務部長から、第6号議案（2003年度収支予算案承認の件）が山田祐司新経理部長から提案説明された。その後質議に入り活発な質疑応答がなされた。中小企業財務諸表の公開問題・天下り税理士への斡旋問題について・事業計画に住基ネットが含まれるかなどの質疑応答の後議長は採決に入



ご来賓の方々

り、第5号議案・第6号議案ともに原案通り承認可決された。

最後に第7号議案（大会宣言）が香川恭子会員（近畿青税）によって読み上げられ、満場の拍手をもって採決された。

これにより全ての議事が終了したので、議長団は議長席から降壇した。

高谷新会長より会長挨拶とし

て今年1年間の抱負が語られた後、日本税理士会連合会の森金次郎会長・韓国税務士会の鄭求政会長・韓国税務士考試会の慶教秀会長をはじめとする来賓の方々から御祝辞をいただいた。その後、関口潔新副会長（東京青税）の閉会の辞により第36回定時総会を無事終了した。

（金澤好起記）

横濱大会

住基ネットを考える 公開シンポジウム

平成15年8月2日、新横浜プリンスホテルで開催された全国青税第36回定時総会及び住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）基調講演、パネルディスカッションに先立ち、中田宏横浜市長が開催地挨拶と講演をされ、現状での横浜市に住基ネットに対する考えを述べられた。以下、講演の要旨である。

中田宏横浜市長 開催地挨拶と講演

横浜市は、市民が自分の意志で住基ネットへの不参加を選べる「選択制」を採用している。この「選択制」という言葉は正しくは「横浜方式」と呼ばれる。住基ネットについては、法整備が完全でない現状での実施には反対であり、安全性が確認でき

るまでの間は市民に住基ネットへの参加は強制しない。

横浜市では、85万人が、本人確認情報の非通知を申出ており、261万人が参加（住基ネットに関心のない市民を含む）するという現状である。「横浜方式」を採用したことは、市民の



安全性を考えた場合、現段階では市長として、市民を守る責任

が果たせないことから必然的な判断であった。

各自治体が独自に法解釈をして、住基ネットに参加しないことはできないという国の指導は理解できるが、地方分権の立場から、事故があった場合の責任は地方自治体の長にあり、法整備が不完全な状況で国が個人情報を一元管理しているシステムでは責任が持てない。罰則規定についても、公務員の守秘義務違反以外なく、横浜市では職員の目的外使用等について独自の罰則規定を全国に先駆けて設けた。

本来は国が率先して個人情報に関する法整備をすべきであり、国が進めてきた稼働に至るまでのプロセスは拙速であったと言わざるを得ない。しかし、



IT社会のツールを利用して、行政のコストを下げていくことや、国民の利便性を高めていくことについては大いに賛成である。もとより、「個人情報とは市民一人一人、自分の情報であることをしっかりと自覚してよ

く考えてください」ということをずっと市民に訴えかけてきた。横浜市では、住基ネットに関する審議会を設置したので、今後は審議会において、住基ネットの安全性について注視していきたいと考えている。

第1部 住基ネット基調講演

横浜大会第一部として、住基ネット基調講演が開催された。

賛成派から総務省・久保審議官、反対派から山田杉並区長がそれぞれ自論を展開した。



まず、賛成派からとして、片山虎之助総務大臣が公務のためご欠席により、久保信保総務省大臣官房審議官が住基ネットの仕組み、メリット、安全性について配付資料に添ってパワーポイントにより説明された。以下、配付資料を一部抜粋する。

賛成派・久保信保総務省大臣官房審議官

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働

2002.8.5～、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築します。

平成14年8月5日から

平成15年8月25日から

・行政機関への本人確認情報の提供

・住民票の写しの広域交付

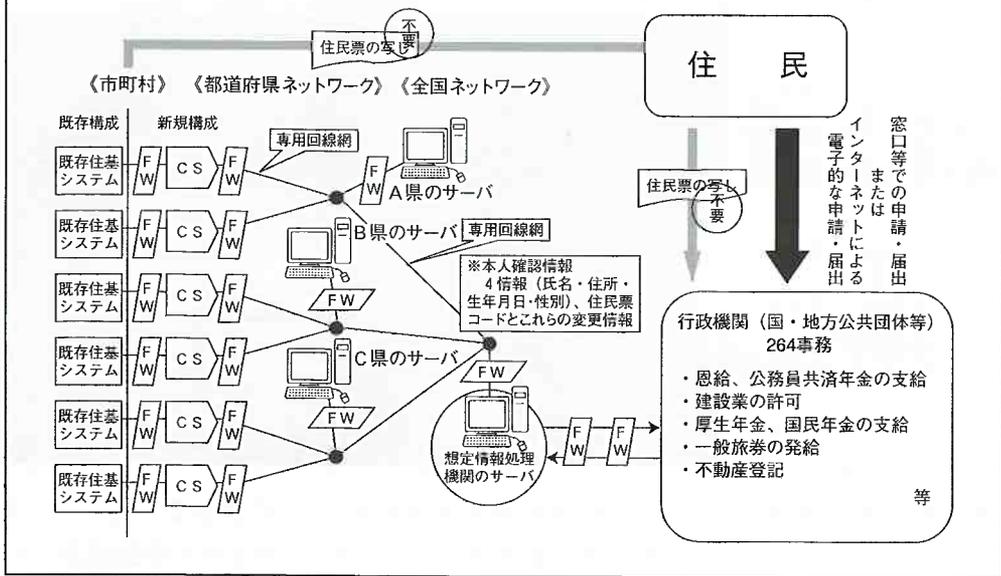
・転入届出手段の簡素化

e-Japan重点計画に基づく
電子政府・電子自治体の
基盤のために

・公的個人認証サービスへの活用
・申請・届出等手段のオンライン化に際し、住民票の写しの添付に代えて、本人確認情報を提供

・住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ



反対派・山田宏杉並区長

賛成派に続き、反対派の山田宏杉並区長が講演された。以下要旨である。

400億円の投資と、毎年200億円の維持費をかけてまで住基ネットが必要か。そこまでのコストとリスクをかけてまで効果があるのだろうか。インターネットの社会では、利便さを受けた個人の判断で、入るのも自由、出るのも自由の選択制が原則である。しかし、住基ネットは強

制参加でありここに問題がある。利便性を高めようとするれば利用範囲が広まり、リスクが高くなればなるほど個人の選択に委ねるべきである。

さまざまな目的の個人情報を国が一元管理すれば、将来きっと名寄せされ、公務員の採用試験や犯罪捜査に利用され、やがては納税者番号制に繋がる危険性がある。

アメリカでは、SSN（ソーシャル・セキュリティ・ナンバー）も初めは年金以外の用途には使われないことになっていたが、いつの間にか年金以外の用途にも利用される社会になっている。そのSSNでさえ選択制



である。また、杉並区は個人が選択して参加できる横浜方式を取り入れ、総務省に申請しているが、認められていない。まったく、同じ方式であるにもかかわらず、なぜ横浜市が認められて、杉並区が認められないのか。行政の裁量権の濫用であり国に不信感を抱く。明確な理由を示してほしい。

住基ネットのシステムについては、不要だとは思わないが、膨大なコストをかけてまで必要性が高いものか、行政の長として首を傾げざるを得ない。



横濱大会

パネルディスカッション

住民基本台帳ネットワークを考える



出席者

＜パネラー＞

加来眞名子氏（千葉）
尾崎 豊樹氏（名古屋）
阿部 徳幸氏（東京）
南谷 正仁氏（近畿）
城田 英昭氏（神奈川）
棚澤 良二氏（埼玉）
田口 紀子氏（岐阜）

＜コーディネーター＞

辻村 祥造氏（神奈川）

＜オブザーバー＞

石村 耕治氏
（白鷗大学法学部教授）
河村たかし氏（衆議院議員）

横浜大会第二部として、「住民基本台帳ネットワークを考える」をテーマに、パネルディスカッションが行われた。コーディネーター（辻村祥造氏：神奈川）よりパネラー、オブザーバーの紹介があり、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）について説明があった後、各単位会代表による討論に入った。以下要旨である。

国がIT社会化を指導することについて

加来眞名子氏：IT社会が進んでいること自体は、もう止めることは出来ない。ただし、今のインターネットはコミュニケーションツールとして使っている方がほとんどで、その使用については個人の責任、選択、管理ということができる。個人情報管理が国の管理となると個人での管理ができなくなる。IT社会が進んでいる中で、それをどう利用、運用するのか考えていくべきである。

田口紀子氏：IT社会において、日本はスタート段階で遅れをとっていたと思う。国レベルで技術、運用、法制面で整備しているなか、個人情報の管理にまで一気に進んでいってしまうことに疑問を感じる。

河村たかし氏：個人情報を国が管理するということは、IT社会とは関係なく、豊臣秀吉の検地に例えられるように国の古い考え方である。

住民が選択して参加する選択制 (横浜方式) についての問題点

阿部徳幸氏：選択制(横浜方式)が違法かどうかは、改正住民基本台帳法が国会を通過していることを考えれば、法形式論的には違法と言わざるを得ない。しかし、国が作った法律を地方に押し付けることは、地方自治の本旨を無視しているのではないか。地方分権や三位一体といった小さな政府といわれているにも係わらず、個人情報に関しては、国が一元管理するということには大きな矛盾がある。また、住基ネットの背景にある改正住民基本台帳法、個人情報保護法には人権の尊重についてはなんら触れられておらず、不十分である。今後これらの法律を考え直すべきではないか。

南谷正仁氏：選択制(横浜方式)については、形式的には国会で成立した法律(改正住民基本台帳法)なので参加しないということはできないのではないか。個人的な意見としては、選択制は認められてしかるべきである。今回、横浜市や杉並区のように選択制という問題提起をされたことは、とても意義のあることではないか。

尾崎豊樹氏：住基ネットからの離脱は合法である。改正住民基本台帳法に、セキュリティを地方に委ねるといった条項があるが、横浜市のように罰則規定を条例で作っている自治体がどれだけあるか。今の段階ではできていない。住基ネットとインターネットを繋いでいる自治体もあるくらい。セキュリティが不完全であれば、条項を満たして

いないので、住基ネットからの離脱は可能である。危険性があるのであれば、選択制にしる住民を参加させるべきではない。選択制にすれば、住民が自分の意思で参加しているのだから、事故があった場合、自治体の長が責任を住民に押しつけてしまう可能性がある。



住基カードの普及について

城田英昭氏：住基カードが普及された場合、現在、運転免許を持っていない人や身分を証明することができない人は、住基カードによって身分証明ができるのでは。また、相続税において、相続時精算課税制度を選択した場合、相続財産や生前に財産の贈与を受けた者の把握に役立つのではないか。

河村たかし氏：住基ネットのカードが普及するかどうかは金融機関のキャッシュカードに適用

石村耕治氏：個人認証を政府が一元管理することは危険。日本の場合、電子政府構想ではなく、電子監視政府構想である。個人認証の仕組みについて、複数認めるか、自治体独自でやるべき等、具体的な提言をすべき。選択制(横浜方式)については個人的には違法ではないと考えるが、この問題を決着させるには住基ネット凍結法案を通す必要がある。

できるか否かが争点である。現在でも金融機関が預金者の本人確認をする場合に住基番号が使われている。キャッシュカードに適用されれば、広く普及するであろう。

辻村祥造氏：住基ネットが普及し国民に広く利用されれば、逆に、カードを持っていない人には不便な世の中になってしまう。したがって、これからの推移は予断を許さない。

住基ネットの安全性、コストの問題

棚澤良二氏：安全性については、どのようなシステムも必ずリスクを伴う。住基ネットについては、どのようなリスクが発生するかを予想し、いかにリスクを少なくするかが課題。また、

投資効果については、単年度ではなく、10年単位で考えていくべきではないか。本当に国に必要なシステムならコストはあまり考えず遂行すればよい。

石村耕治氏：住民票コードを拡

大利用しようとする恐れはある。個人のプライバシーをきちんと守ろうとすればコストはかかる。国がいうようにバラ色のシステムではない。

住民票コードは納税者番号に転用されるのか

石村耕治氏：アメリカでは、個人の社会保障番号（SSN）を納税者番号に転用しているが、前提としては、社会保障番号を民間取引でも提示している。ところが、住民票コードはクローズで、誰にも見られないように管理する、つまり、民間利用が禁止されている。現行の住民基本台帳法のもとでは、住民票コー

ドの納税者番号（個人用とそれ以外用があるが、ここでは個人用を前提とする）への転用はできず、ほかの番号コードを使わなければならない。仮に、納税者番号に転用しようとする、住民票コードは民間に垂れ流しになってしまう。いったん民間に流れた住民票コードの目的外利用を、本人が追跡するのは至

難の業である。今のままであれば、納税者番号への転用は難しいであろう。ただし、納税者整理番号として、役所内部で使われる可能性はあり得る。ともかく、住民票コードの納税者番号への転用は絶対に阻止しなければならない。

(広報部)

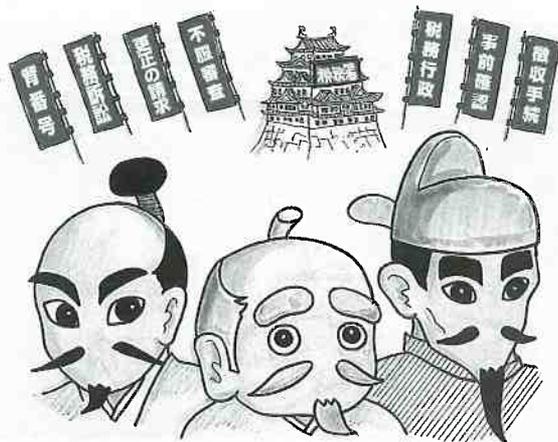
2003年 全青税秋季シンポジウム 名古屋開催のご案内

国税通則法の改正を考える

〈サブテーマ（発表順）〉

1. 岐阜 更正の請求
2. 埼玉 税務訴訟と納税者権利救済
3. 神奈川 納税者背番号制度と納税者の権利
4. 千葉 国税徴収手続における納税者の権利
5. 東京 事前確認制度と納税者の権利
6. 近畿 租税法律主義と税務行政
7. 名古屋 不服審査制度の問題点

2003年11月9日（日）
名古屋国際会議場
レセプションホール



横濱大会は、怪我の功名

——大会をふりかえって——

実行委員長 石井孝雄 (神奈川県)

横濱大会が無事終了して、早2ヶ月が経ちました。神奈川県青税でも何もなかったかのようにみんな仕事や私事にいそしんでいます。大会は終了いたしました。あのときは結構大変だったなあ、とぼんやり思い出しています。そもそも、大会の始まりは、荒井事務局長と二人で歴代の代表幹事のところを寄付金のお願いに回ったところからでした。あの寄付金のおかげで、大会に臨むことができましたし終了までこぎ着けることも出来ました。多い方は、一人で10万円もの寄付をしてくれた大先輩もいました。本当にありがとうございました。この紙面をお借りして改めてお礼させていただきます。

今回の大会コンセプトは、神奈川県青税復活でした。全員で作上げ、全員で喜びを分かち合い、そして元気のない神奈川県青税にパワーを注入することでした。神奈川県青税復活のシナリオは大会終了後の今、城田代表幹

事にバトンを渡しましたが、コンセプト通り進んでおります。当クラブがもう一度元気な姿を見せるには、少し時間が掛かるかも知れませんが、今年度は研修会や執行部も刷新され、やる気がみなぎってきています。これも大会効果なのかなあ、と思っています。

大会は、当初からシンポジウム、総会、懇親会という3部構成にする予定でした。安易に著名人にセミナーをやらせて、総会、懇親会という案は当初から没にしておりました。これは事務局長の荒井さんと共通の見解で、セミナーの予算が30万円と限られていたことから、講師を招聘するとしても大した人は呼べないし、第一、大会コンセプトの「全員で作上げる」に反します。それならば、みんなでシンポジウムをやる、ということで、いくつもの内容を考えました。そんな中で10月頃全国青税の理事会で聞いた山田区長の話がとにかく面白かったの

で、これだ!と思い、住民基本台帳ネットワークのシンポジウムへとその方向性を決めたのでした。

そのような経緯で住民基本台帳ネットワークについてシンポジウムをやる、ということにはなりましたが、これからの茨の道でした。誰を呼ぶのか。どんな構成でやるのか。謝礼は、時間は、青税会員の参加はどうするのか、と全くまとまらないままに委員会の回数だけが過ぎました。このときはさすがに焦りました。もともと、今回の実行委員会は、その立ち上がりが遅く、実際に拜命を受けて動き出したのが去年の6月です。前大会はそれより半年以上前から動き出していましたし、前実行委員長と前事務局長は脂ぎったエネルギーで優秀な二人、その上会員の駒も揃っていました。今大会の私たちはというと、代表幹事と各部部長の兼任で混乱が続いている荒井事務局長とやる気だけで何のノウハウもな

懇親会スナック



獅子とのツーショット 高谷会長



神奈川県青税の皆さん勢揃い ご苦勞さまでした

い私と、青税は駄目かも知れないと不安を抱えている執行部会員だけでした。

そんななか試行錯誤のうえ、出演者を中田宏横浜市長、山田杉並区長、片山総務大臣、河村議員、石村教授と決めました。全員決まるまで半年は掛かってしまいました。特に、中田市長、片山大臣、山田区長の3名は1名だけでも大変なのに、3名なんて欲張りな人選でした。最終的に片山大臣にはご出演いただけなかったわけです。もともと、中田宏市長も山田宏区長も最初は、かなり難しいかも知れないと言われてきましたから、彼ら全員に対して慎重さと大胆さを併せ持って交渉に臨んできました。そんな2名（市長と区長）よりも出演の可能性において少しリードを感じていた片山大臣に最後にひっくり返されたのは、まさしく、この企画の難しさですし、油断でした。

今年の1月頃、誰も出てくれなかったらどうしよう、と一人で悩んでいたとき、近畿の麻木さんから言われた一言で生き返りました。彼は、数年前に神戸大会の一般参加企画で、規制改革委員長の宮内さん（オリックス）を出演させることに成功し

た大会実行委員長でした。そんな彼に、「石井さん、シンポジウムなんて妥協したら駄目や、この人って決めた人を呼ぶんや。駄目だったら全青会員でやればええやないか。黒か白や。それしかない。」と肩をたたかれ、勇気づけられました。そこで、更に企画を加え、参加者に各单位青税の代表7名も加え、「全青会員もシンポでパネルディスカッションをやる」としました。これにより、更に多くの会員が懇親会以外にも参加してくれるはずと読んだのでした。このように試行錯誤の結果が今回のシンポジウムなのです。

また、大会はシンポジウムだけではありません。前夜祭、受付事務、総会、懇親会、懇親会2次会（韓国税務士）、韓国税務士の観光と数多くのセッションがあります。これらは最初から決まっていることですから、もっと早い段階からセッションごとに小委員会を立ち上げ、各小委員長を設け始めれば良かったのです。いつまでも自分一人でやっているつもりで、事実上役割分担が進まず、セッションごとの委員会の責任と作業が進行しませんでした。それにも関わらず、5月頃から急激に実行

委員に作業をふり出し、挙げ句の果てに7月に各小委員会を勝手に決めてしまいました。さらに、その各小委員会でそれぞれ全部決めて下さいと強引な指示を出しました。この辺りはひどい委員長だと自分でも反省しております。それでも、各セッションがうまく機能したのは、全員が一丸となって成功を信じたからだと思っています。つまり、委員長の時間的管理能力の不足により、全員に危機感が芽生え、一丸となれたとも言えます。

このとおり今大会の反省を一言で言えば、全て始まりが遅れてしまっていたことですが、それが大会コンセプトの功を奏したとも言えるかも知れません。まあ、怪我の功名とも言えますので、次はないと思っています。

まあ、とにかく無事に終わって良かったというのが正直なところでして、何に付けても全青会員の真摯な協力があったこそ、大会が成り立つのだなあ、と思いました。今回は、本当にありがとうございました。



祭ばやしとおかめ、ひよっとこの踊りで盛りあがる



子供さんを肩ぐるまして挨拶する石井委員長



中華街の獅子舞いがお祝いに

横濱大会 懇親会



リラックスした懇親会は大いに盛り上がり、懇親を深めた



次回開催の千葉青税の皆さんからお誘いのパフォーマンス

2004年8月1日 千葉で会いましょう
ミッキーマウスも待ってます

あとがき

横濱大会において、高谷新執行部がスタートいたしました。最初の広報誌は、部長就任挨拶と全国大会の特集です。

今回、広報部の仕事を仰せつかった私は、ここぞとばかりにデジタルカメラを購入し、いつもとは違う緊張感で全国大会に臨みました。初回の広報誌の半分以上は、この全国大会の一日に集約されます。いろいろ考えたつもりであっても、やはり不慣れなため、良い写真が撮れず、

基調講演も録音できませんでした。しかし、そこは青税、こんな私を全国の仲間が救ってくれました。

前広報部長からは丁寧な引継ぎを、千葉青税からは写真や基調講演の録音テープも快く提供して頂きました。また、原稿を依頼した方々にも協力して頂きました。この場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。

さて、全国大会と秋季シンポジウムは全国青税の二大イベントであります。このイベントは全国の仲間と顔を合わせることが出来る貴重な機会でもありま

す。

次回11月9日は名古屋で秋季シンポジウムが開催されます。テーマは「THE RIGHTS OF TAXPAYERS～国税通則法の改正を考える～」、国税通則法の改正要望は高谷執行部の重点施策です。この機会と一緒に勉強し、懇親を深めましょう。会員皆様の積極的な参加を期待しております。私も、お気に入りのデジタルカメラをもって参加します。また、各单位会の方には、原稿執筆の依頼をいたしますので、その際はよろしく願います。(Y. S)